

参考6 支援制度一覧

1. 新エネルギー・省エネルギー全般関連

■地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 地域新エネルギー・省エネルギービジョンの策定等に対する補助を行う。
〈支援対象者〉 地方公共団体等
〈補助率〉 定額
〈窓口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■地域新エネルギー導入促進事業

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 先進的に新エネルギー・省エネルギーを導入するために必要な事業費及び広報費を補助する。
〈支援対象者〉 地方公共団体、三セク等
〈補助率〉 1/2以内（事業費）、定額（広報費）
〈窓口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■新エネルギー事業者支援事業

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 新エネ法の認定を受けた計画に基づき、新エネルギー導入事業を行う者に対して、NEDOによる債務保証、事業費の一部補助を実施。
〈支援対象者〉 新エネルギー導入事業者
〈補助率〉 1/3以内
〈窓口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■環境共生住宅市街地モデル事業

- 〈関係省庁等〉 建設省
〈支援要件・内容〉 集団的に建設される住宅団地（概ね50戸以上）であること。住宅の断熱構造化、省エネ設備及び敷地内緑化等一定の要件を満たすこと。地球温暖化防止、資源の有効利用等及び自然環境の保全の各々の技術に対応した施設の整備を行うこと。
→補助対象経費：調査設計計画費、環境共生施設整備費（緑化公開空地、屋上の緑化、雨水再利用システム、ごみ処理システム、透水性舗装、太陽エネルギー活用システム等）
〈支援対象者〉 地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、民間事業者等
〈補助率〉 1/3（地方供給公社、民間事業者等が施行者の場合、地方公共団体の補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）
〈窓口〉 建設省住宅局住宅生産課（03-3580-4311）

■次世代都市整備事業

- 〈関係省庁等〉 建設省
〈支援要件・内容〉 各種個別技術を複合・統合化した次世代の都市システムを都市において展開する場合に支援を行う。
イ. 自然エネルギー活用システム
ロ. 都市エネルギー活用システム など
〈支援対象者〉 都市機能が集積しているか又は集積が見込まれる都市
〈補助率〉 1/3以内
〈窓口〉 建設省都市局都市政策課・区画整理課（03-3580-4311）

■地球温暖化対策地域推進モデル事業

- 〈関係省庁等〉 環境庁
〈支援要件・内容〉 地球温暖化防止を目的とした、効率が高く、他への波及効果のある事業に対し必要な経費を補助する。
〈支援対象者〉 地方公共団体
〈窓口〉 環境庁地球環境部環境保全対策課（03-3581-3351）

■環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備促進

- 〈関係省庁等〉 文部省
〈支援要件・内容〉 環境を考慮した学校施設（エコスクール）に関するパイロット・モデル校の建物等の整備に対し必要な経費を補助する。
〈窓 口〉 文部省教育助成局施設助成課（03-3581-4211）

■中小企業金融公庫の石油代替エネルギー資金

- 〈関係省庁等〉 中小企業金融公庫
〈支援要件・内容〉 新エネルギー関連機器の設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。
〈支援対象者〉 中小企業（詳細指定有り）
〈融資額〉 直接貸付：7億2千万円
代理貸付：1億2千万円
〈融資利率〉 年1.9%～2.1%（平成12年2月16日現在）
〈窓 口〉 中小企業金融公庫（03-3270-1261）

■国民生活金融公庫の石油代替エネルギー資金

- 〈関係省庁等〉 国民金融公庫
〈支援要件・内容〉 新エネルギー関連機器の設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。
〈支援対象者〉 中小企業者（個人又は法人）
〈融資額〉 7,200万円
〈融資利率〉 年2.2%（平成12年2月16日現在）
〈窓 口〉 国民生活金融公庫（03-3270-1361）

■エネルギー需給構造改革投資促進税制〈国税〉

- 〈支援要件・内容〉 石油代替エネルギーの導入に資する設備等について、税額控除又は特別償却を適用する。
〈支援対象〉 エネルギー有効利用製造設備、石油代替エネルギー導入設備等
〈措置〉 基準取得後の7%相当額の税額控除又は初年度30%の特別償却

■ローカル・エネルギー税制〈地方税〉

- 〈支援要件・内容〉 太陽、風力、廃棄物等のローカルエネルギーを利用した設備について、固定資産税が減じられる。
〈支援対象者〉 ローカルエネルギー利用設備
〈措置〉 課税標準額 5/6（3年間）

2. 太陽光発電

■住宅用太陽光発電システム導入促進

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 戸建及び集合住宅への太陽光発電システムの設置に必要な経費を補助する。システムの上限は10 kW。
〈支援対象者〉 個人
〈補助率〉 1/3程度
〈窓 口〉 (財)新エネルギー財団導入促進本部（03-5275-9823）

■産業等用太陽光発電フィールドテスト事業

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 具体的導入計画のある各サイトにおいて、太陽光発電システムを博物館、学校、公民館等の公共施設等に試験的に導入し、フィールドテスト事業設備設置に必要な経費を補助する。
〈支援対象者〉 システム導入計画施設の所有者
〈補助率〉 1/2
〈窓 口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■省資源・省エネルギー公園の整備

- 〈関係省庁等〉 建設省
〈支援要件・内容〉 公園整備において、太陽エネルギーの活用等省資源・省エネルギーを推進し、公園の維持管理費の節減や環境負荷の低減を図るとともに、公園の防災機能の強化を図るための事業に必要な経費を補助する。
- 〈支援対象者〉 地方公共団体等
〈補助率〉 1/2
〈窓口〉 建設省都市局公園緑地課 (03-3580-4311)

■地域エネルギー開発利用発電事業普及促進利子補給制度（太陽光発電事業）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 太陽光を発電の用途に利用する設備の設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。
- 〈支援対象者〉 地方公共団体、第三セクター、民間事業者等
〈融資額〉 4億円以下
〈利子補給〉 年利〔(契約時の借入金利)÷2〕% (ただし上限3%)
〈窓口〉 (財)新エネルギー財団導入促進本部 (03-5275-9823)

■住宅金融公庫の環境共生住宅割増融資

- 〈関係省庁等〉 建設省
〈支援要件・内容〉 住宅金融公庫のマイホーム新築融資を利用するもので、省エネルギー住宅工事、太陽光発電設備設置工事を行う者
- 〈支援対象者〉 住宅金融公庫のマイホーム新築融資利用者
〈融資額〉 省エネルギー住宅工事：50～250万円
太陽光発電設備設置工事：300万円
〈融資利率〉 床面積175㎡以下：年2.75%または2.85%、床面積175㎡超：年3.35% (いずれも当初10年) (融資利率は平成12年2月16日現在)
〈窓口〉 住宅金融公庫 (03-3812-1111)

3. 風力エネルギー

■風力開発フィールドテスト事業（風況精査）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 風力発電の立地が有望と思われる地域において風力発電の導入を計画するものを公募選考し、採択した者と共同で、その地域における精密な風況観測（精査）を一年間実施し、風力エネルギー取得量を調査するとともに、風車建設が環境に与える影響を調査することに必要な経費を補助する。
- 〈支援対象者〉 共同研究事業者
〈補助率〉 100%
〈窓口〉 NEDO導入促進部 (03-3987-9406)

■風力開発フィールドテスト事業（システム設計）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 風車建設予定地点の風況精査データを取得した者を公募選考し、採択した者と共同で、風車設置地点を決定するとともに、最適な風車発電機のタイプ・容量等を検討し発電所としての全体システムの設計を行い、その経済性を評価する。また、検討した風車発電機を設置した場合の環境に与える影響について調査確認する。上記調査・設計に必要な経費を補助する。
- 〈支援対象者〉 共同研究事業者
〈補助率〉 50%
〈窓口〉 NEDO導入促進部 (03-3987-9406)

■風力開発フィールドテスト事業（建設及び運転研究）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 システム設計した者と共同で、風車の設置・建設を行い、その後4年間実証運転を実施し、各種の運転データ・設置データ・メインデータ等を集集するために必要な経費を補助する。
〈支援対象者〉 共同研究事業者
〈補助率〉 50%
〈窓口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■地域エネルギー開発利用発電事業普及促進利子補給制度（風力発電事業）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 風力を発電の用途に利用する設備の設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。
〈支援対象者〉 地方公共団体、第三セクター、民間事業者等
〈融資額〉 4億円以下
〈利子補給〉 年利〔（契約時の借入金利）÷2〕%（ただし上限3%）
〈窓口〉 （財）新エネルギー財団導入促進本部（03-5275-9823）

4. クリーンエネルギー自動車

■クリーンエネルギー自動車普及事業

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援対象者〉 クリーンエネルギー自動車の購入する事業者
〈補助率〉 ベース車両価格との差額の1/2
〈窓口〉 電気自動車、ハイブリッド自動車：（財）日本電動車両協会 普及補助事業グループ（03-3503-3782）
天然ガス自動車：（社）日本ガス協会 天然ガス自動車プロジェクト部（03-3502-5286）
メタノール自動車：新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）導入促進部（03-3987-9406）
燃料供給設備：（財）エコステーション推進協会（03-3503-9801）

■バス利用促進等総合対策事業（交通システム対策事業）

- 〈関係省庁等〉 運輸省
〈支援要件・内容〉 パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール（バス路線導入型）、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムを実施するために必要となる施設及び設備の整備を補助する。
〈支援対象者〉 地方公共団体、自動車運送事業者等
〈補助率〉 国1/4+地方公共団体1/4
〈窓口〉 運輸省自動車交通局企画課交通活性化対策室（03-3580-3111）

■低公害車に係る自動車取得税の軽減措置（地方税）

- 〈支援要件・内容〉 自動車取得税は営業車で取得金額の3%、自家用車で取得金額の5%となっているが、低公害車（電気、メタノール、天然ガス自動車）に対しては税率を減じる。
〈支援対象者〉 自動車取得者
〈軽減比率〉 電気、天然ガス、メタノールの各自動車：2.7%軽減
ハイブリッド自動車（トラック・バス）：2.7%軽減
ハイブリッド自動車（乗用車）：2.2%軽減

5. 廃棄物エネルギー

■環境調和型エネルギーコミュニティ形成促進事業

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 以下の7タイプのエネルギー有効利用システムの整備に必要な事業費及び事業調査費を補助する。
・タイプ1 大規模コージェネレーション地域熱供給施設
・タイプ2 カスケード利用型工業団地熱供給施設
・タイプ3 高効率廃棄物発電等施設（廃棄物エネルギー利用施設）
・タイプ4 発電所、工場等余剰エネルギー周辺供給施設
・タイプ5 地域高効率熱利用施設
・タイプ6 廃棄物利用型製造施設
・タイプ7 廃棄物燃料製造施設
〈支援対象者〉 上記7タイプのエネルギー有効利用システムの設備を設置しようとする者及び導入の調査を行おうとする者
〈補助率〉 ・事業費補助：15%（1件あたりの補助金上限は6億円/年）
・事業調査費補助：定額（1件あたりの補助金上限は3千万円）
〈窓口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■廃棄物発電開発費補助

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 売電に係る廃棄物発電施設の建設に必要な経費の一部を補助する。
〈支援対象者〉 地方公共団体、民間企業等
〈補助率〉 5%以内（売電出力5,000kW以上）
10%以内（売電出力5,000kW未満）
〈窓口〉 資源エネルギー庁公益事業部電力技術課（03-3501-2503）

■廃棄物処理施設整備費補助

- 〈関係省庁等〉 厚生省
〈支援要件・内容〉 以下の循環型廃棄物処理施設の整備に必要な経費の一部を補助する。
1. ゴミ固形燃料化施設
2. ゴミ焼却施設 自家消費部分に相当する発電設備
3. ゴミ焼却施設 近隣の公的施設への電力供給に相当する発電設備
〈支援対象者〉 市町村及び一部事務組合
〈補助率〉 1/4（ゴミ処理施設）、1/3（し尿処理施設）
〈窓口〉 厚生省水道環境部環境整備課（03-3503-1711）

■地域エネルギー開発利用発電事業普及促進利子補給制度（廃棄物利用発電事業）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 都市ゴミ等を用いて燃焼・発酵させ、発電の用途に利用する設備のうち、受入・貯蔵設備、変換・加工設備、発電設備、後処理設備、輸送設備の設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。
〈支援対象者〉 地方公共団体、第三セクター、民間事業者等
〈融資額〉 4億円以下
〈利子補給〉 年利〔（契約時の借入金利）÷2〕%（ただし上限3%）
〈窓口〉 （財）新エネルギー財団導入促進本部（03-5275-9823）

■地域エネルギー開発利用事業普及促進利子補給制度（廃棄物利用事業）

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 都市ゴミ等を用いて燃焼・発酵させ、ガス及び燃焼熱等を発生させ、発電以外の用途に利用する設備のうち、受入・貯蔵設備、変換加工設備、発電設備、後処理設備、輸送設備の設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。
〈支援対象者〉 地方公共団体、第三セクター、民間事業者等
〈融資額〉 3億円以下
〈利子補給〉 年利〔（契約時の借入金利）÷2〕%（ただし上限3%）
〈窓口〉 （財）新エネルギー財団導入促進本部（03-5275-9823）

6. コージェネレーション

■環境調和型エネルギーコミュニティ形成促進事業

- 〈関係省庁等〉 通商産業省
〈支援要件・内容〉 以下の7タイプのエネルギー有効利用システムの整備に必要な事業費及び事業調査費を補助する。
- ・タイプ1 大規模コージェネレーション地域熱供給施設
 - ・タイプ2 カスケード利用型工業団地熱供給施設
 - ・タイプ3 高効率廃棄物発電等施設（廃棄物エネルギー利用施設）
 - ・タイプ4 発電所、工場等余剰エネルギー周辺供給施設
 - ・タイプ5 地域高効率熱利用施設
 - ・タイプ6 廃棄物利用型製造施設
 - ・タイプ7 廃棄物燃料製造施設
- 〈支援対象者〉 上記7タイプのエネルギー有効利用システムの設備を設置しようとする者及び導入の調査を行おうとする者
- 〈補助率〉 ・事業費補助：15%（1件あたりの補助金上限は6億円/年）
・事業調査費補助：定額（1件あたりの補助金上限は3千万円）
- 〈窓口〉 NEDO導入促進部（03-3987-9406）

■エネルギー需給構造改革投資促進税制（国税）

- 〈支援要件・内容〉 以下の対象設備を適用期間内に取得して、その後1年以内に事業の用に供した場合、税額控除もしくは特別償却の措置を講じる。
- ・エネルギー有効利用負荷設備等（熱供給型動力発生装置）
 - ・電気・ガス需要平準化設備（ガス冷房装置）
- 〈支援対象者〉 設置者
- 〈措置〉 ・税額控除：取得価格の7%相当額（供用年度の法人税の20%を限度）を法人税額から控除
・特別償却：初年度普通償却に加えて取得価格の30%相当額の特別償却

7. 太陽熱利用

■住宅金融公庫の環境共生住宅割増融資

- 〈関係省庁等〉 建設省
〈支援要件・内容〉 省エネルギー対策・自然エネルギー利用の観点から、環境共生住宅に対して工事に必要な経費を融資の対象とする。
- 〈支援対象者〉 住宅金融公庫のマイホーム新築融資利用者
- 〈融資額〉 各設備ごとに限度額設定
- 〈融資利率〉 床面積175㎡以下：年2.75%または2.85%、床面積175㎡超：年3.35%（いずれも当初10年）（融資利率は平成12年2月16日現在）
- 〈窓口〉 住宅金融公庫（03-3812-1111）

■住宅金融公庫のリフォームローン

- 〈関係省庁等〉 住宅金融公庫
〈支援要件・内容〉 工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上あり、公庫が認めた太陽熱利用給湯システムを設置する工事費を融資の対象とする。
- 〈支援対象者〉 個人（本人住宅かつ70歳未満などの詳細規定有り）
- 〈融資額〉 増築・改築工事：1,000万円、修繕等500万円以下（工事費の8割を限度）
- 〈融資利率〉 床面積175㎡以下：年2.75%または2.85%、床面積175㎡超：年3.35%（いずれも当初10年）（融資利率は平成12年2月16日現在）
- 〈窓口〉 住宅金融公庫（03-3812-1111）

8. その他（本県、県内市町村で実施中の施策）

■省エネルギー対策特別保証

〈担当部署等〉	商工労働部経営指導室
〈支援要件・内容〉	保証
〈支援対象者〉	国の指定したエネルギー施設を設置する中小企業
〈融資額〉	（保証限度）設備2,000万円以内
〈融資利率〉	（保証料）年1.00%全額県負担
〈償還方法〉	10年以内
〈実施期間〉	S.57.4.1～

■中小企業環境保全対策資金

〈担当部署等〉	商工労働部経営指導室
〈支援要件・内容〉	貸付
〈支援対象者〉	環境保全設備の整備を図る中小企業者
〈融資額〉	100万円以上3,000万円以内（必要資金の80%以内）
〈融資利率〉	2.0%
〈償還方法〉	7年以内（据置1年以内を含む）
〈実施期間〉	H6.4.1～

■沿岸漁業改善資金

〈担当部署等〉	農林水産部水産課
〈支援要件・内容〉	貸付
〈支援対象者〉	沿岸漁業を営む個人および沿岸漁業の労働に従事する沿岸業の従事者
〈融資額〉	10万円
〈融資利率〉	無利子
〈償還方法〉	2年以内
〈実施期間〉	S55.3.22～

■住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

〈担当部署等〉	三方町総合政策室
〈支援要件・内容〉	補助金交付
〈支援対象者〉	三方町内に住所・住宅を有し（財）新エネルギー財団の補助を受けた者 で町内の住宅に設置
〈補助額〉	5万円/kW、15万円/1戸限度
〈実施期間〉	H10.10.1